

第 12 回

# 秋田市農業委員会総会議事録

令和 7 年 12 月 19 日 開会  
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

## 第12回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年12月19日（金） 午後2時から午後3時まで

2 開催場所 秋田市役所 6-A会議室

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 18人

1番	齊	藤	善	彦	2番	佐々木	吉	秋
3番	鈴	木	昇		4番	白	岩	勝
5番	関		正	美	6番	相	場	一
7番	加	藤	淳		8番	武	藤	作
9番	星		容	子	10番	伊	藤	文
11番	三	浦	宏	和	12番	柴	田	ますみ
13番	佐々木		和	昭	14番	加賀屋	慎	一
15番	鎌	田	悦	雄	16番	佐々木	繁	明
18番	佐々木		英	久	19番	佐	藤	きよ子

5 欠席農業委員

17番 藤 田 修

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期決定

第3 会務報告

第4 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

7 事務局職員

事務局長	佐々木	嘉	文	参	事	熊	谷	勝
参 事	工	藤	純	子	参 事	住	谷	真
主席主査	山	本	郷	史	主席主査	勝	田	茂
主席主査	黒	澤	亮		主 査	鈴	木	百
主 任	佐	藤	知	拡	主 任	齋	藤	友
主 任	越前屋	麻	希	子				毅

8 書 記

主任 齋 藤 友 毅

9 議事録署名委員

6番 相 場 堅 一

7番 加 藤 淳

## 10 議 事

事務局 (熊谷参考)	ただいまから、令和7年第12回農業委員会総会を開会いたします。欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。17番藤田修委員です。本日、委員定数19名中、18名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しております、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願ひいたします。
佐々木吉秋会長	【会長あいさつ】
議長	それでは、第12回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。
一 議 長	異議なし。
議長	異議なしの声がございますので、6番相場堅一委員、7番加藤淳委員にお願いいたします。 次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で午後4時までといたします。 続きまして、日程第3の「会務報告」に移ります。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いいたします。
4番白岩勝委員	【第1区域部会の報告】
12番柴田ますみ委員	【第2区域部会の報告】
15番鎌田悦雄委員	【第3区域部会の報告】
13番佐々木和昭委員	【第4区域部会の報告】
3番鈴木昇委員	【第5区域部会の報告】
議長	次に、会務報告2の「一般社団法人秋田県農業会議第116回常設審議委員会」について、私から報告します。
	【会務報告2の報告】
	次に、会務報告3の「秋田市農業大賞審査委員会」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (黒澤主席主査)	【会務報告3の報告】
議長	次に、会務報告4の「令和7年度農業者年金加入推進セミナー」から、

議長	会務報告8の「秋田中央地区農業委員会会長会管外視察研修」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (佐藤主任)	【会務報告5から8の報告】
議長	次に、会務報告9の「令和7年度第2回秋田市農林水産業振興戦略会議」について、私から報告します。
	【会務報告9の報告】
	次に、会務報告10の「パソコン農業簿記講習会」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (鈴木主査)	【会務報告10の報告】
議長	次に、会務報告11の「東北・北海道ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」について、19番佐藤きよ子委員より報告をお願いします。
19番佐藤きよ子委員	【会務報告11の報告】
議長	次に、会務報告12の「第2回秋田市農業大賞実行委員会総会」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (黒澤主席主査)	【会務報告12の報告】
議長	次に、会務報告13の「令和7年度第4回運営委員会」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (鈴木主査)	【会務報告13の報告】
議長	次に、会務報告14の「農地法第3条の3の規定による届出」から会務報告20の「農地転用事業計画変更承認申請について（工事期間の変更）」までの7件について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (山本主席主査)	【会務報告14から20までの報告】
議長	以上で会務報告の説明が終わりました。ただいまの会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いします。
11番三浦宏和委員	はい。
議長	11番三浦宏和委員、どうぞ。

11番三浦宏和委員	11番三浦です。会務報告12の秋田市農業大賞表彰事業について、来年度以降この事業を廃止すると報告がありましたが、どういう理由で廃止になるのか教えていただけますか。
議長	事務局どうぞ。
事務局 (黒澤主席主査)	事業を所管する産業振興部の農業農村振興課から報告があったのですが、現在全序的に事業の見直しを進めており、その中でこの事業が見直しの対象となり、今年度で終了する説明がありました。
11番三浦宏和委員	はい。
議長	11番三浦宏和委員、どうぞ。
11番三浦宏和委員	見直しをして廃止することでしたが、この事業は元々農業委員会所管で優秀農家の表彰事業を行っていて、途中で当時の農林部の園芸振興大会と合体して、絵画コンクールが事務局に残り、表彰事業が市長部局へ継承された経緯だったと思います。表彰を受ける経営体数が、法人化に伴って減少したこと等が廃止の理由かと思いましたが、そういうった説明もないでの、行政改革によるアップデートだけで事業継続できなかつた理由を教えていただきたい。
議長	事務局どうぞ。
事務局 (黒澤主席主査)	秋田市農業大賞表彰事業は、三浦委員がおっしゃったとおり、平成25年度から産業振興部で所管されたものと聞いております。 産業振興部としても今までの経緯もあり、今後の農業のために続けていきたいと意向があったと思いますが、全序的な事業見直しの中で、事業継続が認められなかつたと推察しております。
議長	私も「第2回秋田市農業大賞実行委員会総会」に出席しており、その説明を受けました。これは大変な事態だと考えておりますので、本日の「その他事項」で改めて皆様に諮り、意見を伺いたいと思います。
11番三浦宏和委員	分かりました。
議長	他にご質問はありませんか。
一 同	なし。
議長	他にご質問等がないようですので、議案に移ります。 はじめに日程第4、議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、10件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (齋藤主任)	議案書1ページから5ページの10件について説明いたします。 番号1。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED] 番号2。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、亡[REDACTED]相続財産清算人

事務局

(齋藤主任)

[REDACTED]。

番号3。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。

譲受人は、農地取得を機に農業経営を行うものではなく、新規参入者に対する指導要綱第3条第2項各号に該当しないことから、新規参入審査会の対象外となります。

次に番号4。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。

番号5。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。

番号6。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、破産者認可小規模保育事業所[REDACTED]こと[REDACTED]破産管財人[REDACTED]。

譲受人は農地所有適格法人であることを確認しております。

次に番号7。借受人は、[REDACTED]。貸出人は、[REDACTED]。

最後に番号8から10。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、番号8[REDACTED]、番号9[REDACTED]、番号10[REDACTED]。

すべての案件について、土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、番号3は農家である親族から必要な農業機械を借り入れ、指導を受ける予定です。番号3以外の譲受人については、農作業に必要な機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農地法その他農業に関する法令の遵守の状況については10件ともに、違反はない旨の申告があります。

農作業常時従事について、番号1は250日、番号2は160日、番号3、番号4、番号5、番号8から10は210日、番号7は180日農作業に従事していることから、それぞれ常時従事者として認められます。また、番号6は農地所有適格法人として、役員要件を満たしています。

地域との調和要件について、10件とも譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、番号1から番号10すべて許可要件を満たしていると考えます。

なお、番号2の現地確認については、本日欠席の17番藤田修委員から、特に問題なしと連絡を受けております。

説明は以上です。

議長

次に、現地調査の報告をしていただきます。

はじめに番号1について、現地を調査した佐々木晃推進委員から報告を受けた3番鈴木昇委員から報告をお願いします。

3番鈴木昇委員

3番鈴木です。この件につきましては、12月6日に佐々木晃推進委員から連絡があり、私も現地を確認したところであります。売買については異論ありませんが、価格が安すぎると感じております。と言いますのは、申請地は基盤整備が終了した田んぼです。私が改良区にいた当時、県と協議した結果、一反歩当たりの事業費が300万円近いので、最低でも換地評価はその10パーセント以上確保してもらいたいということで換地精算した経緯があります。現在も、申請地周辺で基盤整備事業が進んでおり、その換地評価にも影響するのではないかと考えております。また、私が毎年提出する精通者意見価格と実際の売買価格があまりにも乖離していたこともあり、総会前に事務局へ確認したところです。3条許可については、あくまでも売り手と買い手が了承した金額によると伺いましたが、農業委員会は農地の番人と言われますので、ブレーキをかけることができないものかと

3番 鈴木昇委員	いう思いがあります。
議長	次に番号2についてですが、こちらは事務局から説明があったとおりですでの割愛させていただきます。
	次に番号3について、現地を調査した伊藤貞美推進委員から報告を受けた7番加藤淳委員から報告をお願いします。
7番 加藤淳委員	7番加藤です。12月5日に伊藤貞美推進委員から報告を受けました。何ら問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	次に番号4について、現地を調査した熊谷裕幸推進委員から報告を受けた14番加賀屋慎一委員から報告をお願いします。
14番 加賀屋慎一委員	14番加賀屋です。12月10日に熊谷推進委員から連絡があり、問題ないとのことでした。私もこの近くには場がありますので、現地を確認しましたが、問題ないと思いますので、よろしくご審議お願いします。
議長	次に番号5について、現地を調査した熊谷護推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員から報告をお願いします。
6番 相場堅一委員	6番相場です。熊谷推進委員より連絡があり、一緒に現地確認をしてきました。私も問題ないかと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	次に番号6について、現地を調査した三浦光一推進委員から報告を受けた13番佐々木和昭委員から報告をお願いします。
13番 佐々木和昭委員	13番佐々木です。この件につきましては、譲受人である [REDACTED] の代表が現地確認を行う推進委員だったため、代わりに三浦推進委員から現地確認の報告を受けております。12月12日に連絡がありまして、場所は十分に承知しております、売買に関しては問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	次に番号7について、現地を調査した鎌田文市推進委員から報告を受けた16番佐々木繁明委員から報告をお願いします。
16番 佐々木繁明委員	16番佐々木です。この申請地につきましては、今まで、元推進委員の [REDACTED] さんが耕作しておりました。この方が経営縮小するということで、譲受人へ依頼したという経緯です。現地は私の家からすぐそばにあり、確認もしましたが、何ら問題ありませんので、よろしくお願いします。
議長	次に番号8から10について、現地を調査した吉田孝司推進委員から報告を受けた1番齊藤善彦委員から報告をお願いします。
1番 齊藤善彦委員	1番齊藤です。12月6日に吉田推進委員より連絡がありました。私も田んぼの場所を把握しております、確認しましたが何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。

議長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いします。
11番三浦宏和委員	はい。
議長	11番三浦宏和委員、どうぞ。
11番三浦宏和委員	11番三浦です。最初に3番の所有権移転について、面積が小さいので10アール換算すると、この金額になるのかもしれません、異常に突出した金額に見えまして、先ほどの鈴木委員の発言と逆現象と思いましたので、売買金額に関する事情と、小さな面積の取得なので家庭菜園としての利用なのか、その辺りのことを教えていただければと思います。
	次に6番について、保育事業者の方が農地を取得していたということは、おそらく農地法3条の不許可の例外規定に該当し、農地を取得したと思いますが、会務報告17から、他の人に農地を貸していたことがわかります。どういう経緯でこのような状況になっているのか、もしわかつたら教えていただきたいと思います。
議長	事務局から説明をお願いします。
事務局 (齋藤主任)	はい。まず番号3ですが、こちらの畠については隣接する山林と一緒に売買することとなっております。面積は合計で600平方メートルほどで、元々は山林ですので、木が生えている状態でしたが、譲渡人が伐採・抜根を行い、現在は整地されております。その作業費用が上乗せされた売買金額になっていると思われます。また、取得した農地では、自家消費用の野菜を栽培し、販売はしないと聞いております。
	次に番号6につきましては、破産者認可小規模保育事業所とありますが、法人化されておらず、個人として事業活動しており、農地は譲渡人の先代から相続により取得したものであります。したがって、農地の所有と保育事業に関連はありませんが、破産した譲渡人の権利制限により3条申請と会務報告17の両方に破産管財人の名前が挙がっていることになります。
議長	よろしいですか。
11番三浦宏和委員	分かりました。
議長	他にご質問はありませんか。
一 同	なし。
議長	他にご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、10件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議長	異議なしの声がありましたので、日程第4、議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、10件を原案のとおり許可することに決

議長	定いたします。 次に日程第5、議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)	それでは、議案書の6ページをご覧ください。 番号1。借受人は [REDACTED]、貸出人は [REDACTED] [REDACTED]および[REDACTED]。施設の概要は仮設道路および資材置場への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 農地転用許可申請説明資料は1ページおよび2ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、借受人は、県が発注する県単河川災害復旧工事を受注し、施工現場までの仮設道路や護岸工事に必要な資材の置場が必要となったことから、申請地を一時転用しようとするものです。 立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農業振興地域内。農地区分は農用地区域内農地です。 農用地区域内農地は原則不許可ですが、本件は一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定する農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。 一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は自己資金、申請適格等は適合、過去の転用実績はなし。工事着工および完了の期間は、許可日から令和8年3月24日まで。土地改良区等からの意見書は、一時転用のため不要です。 被害防除において、隣接に対する措置は緩衝地を設ける。排水計画において汚水、生活雑排水はなし。雨水は自然流下です。 一時転用に対する復元計画は、事業終了後に敷鉄板を撤去し、整地を行います。 現地は令和7年12月5日に確認しております。 次に番号2。譲受人は [REDACTED]。譲渡人は [REDACTED]。施設の概要は一般住宅への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 説明資料は3ページおよび4ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、譲受人は家族で大仙市に住んでいますが、この度秋田市内に移住し住宅を建築することとなりました。住宅用地について、用地周辺の環境や家族の生活圏などを考慮し、最も希望に近い申請地を転用しようとするものです。 立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農業振興地域内。農地区分は第1種農地です。 第1種農地は原則不許可ですが、申請地は都市計画法第34条第11号に規定する、市街化調整区域において特例的に開発および建築を認める指定区域、いわゆる緩和エリア内にあること、また、農地法施行規則第33条第4号に規定する第1種農地の不許可の例外に該当します。 一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は借入金。申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、許可日から令和8年8月31日まで。他法令による許認可の処分は、都市計画法第29条第1項許可見込み。土地改良区等からの意見書は、仁井田堰土地改良区から「差し支えなし」となっております。 被害防除において、隣接に対する措置は緩衝地を設ける。排水計画にお

事務局 (勝田主席主査)	いて、汚水および生活雑排水は公共下水道。雨水は水路放流です。 現地は令和7年12月5日に確認しております。 なお、番号2について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。説明は以上です。
議長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 始めに番号1について、現地を調査した三浦光一推進委員から報告を受けた13番佐々木和昭委員から報告をお願いします。
13番佐々木和昭委員	13番佐々木です。12月12日に三浦推進委員から連絡がありました。問題ないとのことでした。私も現地については承知しております。よろしくご審議のほどお願いします。
議長	次に、番号2について、現地を調査した榎繁和推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員から報告をお願いします。
6番相場堅一委員	6番相場です。榎推進委員から連絡があり、一緒に現地確認に行きました。私も問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願いします。
議長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いします。
一 同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は番号2については、県農業会議への諮問が必要な案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可および許可相当とすることにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議長	異議なしの声がありましたので、日程第5、議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可および許可相当とすることに決定いたします。 これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。
	(午後3時終了)